

最高裁秘書第1378号

令和2年6月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

4月30日付け（5月7日受付、第020111号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「家庭局News (Vol. 53)」（片面で1枚）
- (2) 「家庭局News (Vol. 54)」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）



## 令和2年4月1日施行の法律等について

家裁に影響のある法律等をまとめました。



### 執行法改正

#### ○子の引渡しに関して、家裁が執行裁判所となるものが追加されます！

執行官に子の引渡しを実施させる決定申立て、第三者の占有する場所での執行の許可申立て、債権者代理人の出頭の下での執行を認める決定申立て等が追加されます（民事執行法174条～176条／民事執行規則157条、159条～161条）。

調停成立の場面で教示することも考えられます。



#### ○債務者の財産の調査制度の見直しが行われました！

執行に際し、金融機関、登記所から預金の口座番号などの情報を、養育費や婚姻費用等については、これに加えて、市町村等から勤務先などの情報を取得する制度が新設されました（民事執行法204条～215条／民事執行規則187条～193条）。なお、登記所からの情報取得手続については、4月1日現在、申し立てることができないので注意が必要です（改正法附則5条）。

改正家事規則が、本年1月10日に公布されています。



### 民法等改正

#### ○特別養子制度の見直しが行われました！

養子となる子の上限年齢の引上げや二段階手続の導入などが定められ、改正家事規則では、裁判所間の通知などについて定められています（民法817条の5／児童福祉法33条の6の2、33条の6の3／家事事件手続法164条、164条の2、234条～239条／家事事件手続規則93条、93条の2、120条の2）。

### 相続法改正



遺産分割や遺留分制度に関する見直しなどは、昨年7月1日に施行されています。

#### ○配偶者居住権が創設されました！

被相続人の配偶者が配偶者居住権を取得する制度が創設されました（民法1028条～1041条）。4月1日以後に開始された相続のみが対象となります（改正法附則10条1項）。



Vol.54  
令和2年3月18日

# 家庭局 News



発行  
最高裁事務総局家庭局

新作入荷!!  
後見人用DVD



どうぞ  
お考えください

クイズも  
あるよ!

- 最新の実務を反映!
- 最短17分のダイジェスト再生!
- 手続説明も収録!

あの有名タレントを起用!!

ぼくも出てるよ  
探してね!



草野 仁さん  
新田 恵利さん  
松本 志のぶさん



後見人の事務



- ◆ 本人の預金を下ろして入院費用を支払う
- ◆ 施設入所やデイサービスなどの契約を結ぶ
- ◆ 本人が結んだ不利な契約を取り消す

令和2年4月から  
後見等開始事件の申立書等が  
全国統一になります



家裁の受付窓口

これまで…

- ほとんどの家裁で  
独自に申立書等を作成
- 申立ての際に管轄裁判所の書式を  
使用しなければならず不便

そこで!

- 統一書式を作成



- 利便性 UP↑↑
- 身上保護も充実!